

平成23年度 第2回 奈良県・市町村長サミット

「地域主権改革の動向について」

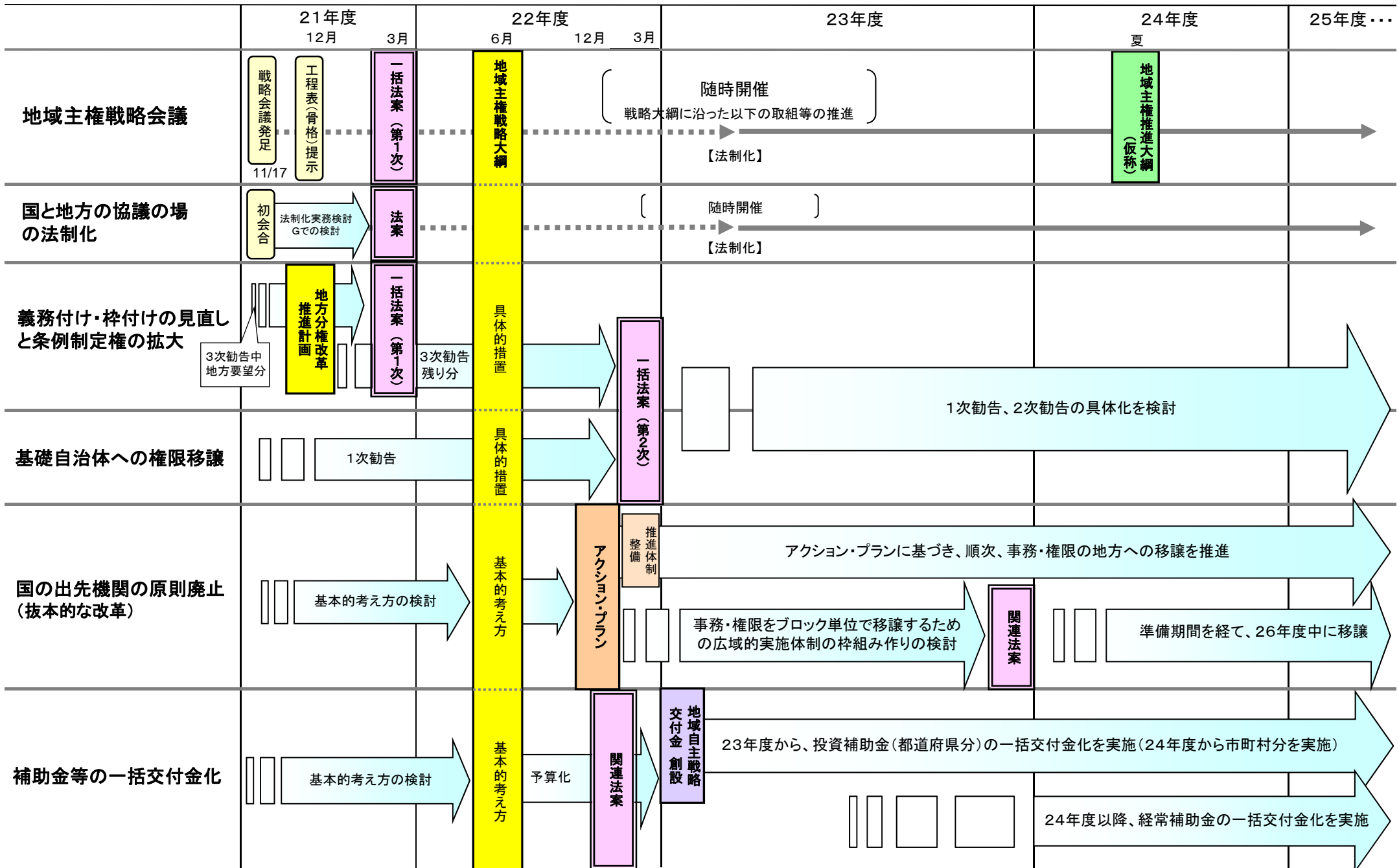
～基礎自治体への権限移譲と
義務付け・枠付けの見直しを中心に～

平成23年7月8日(金)

地域主権戦略室次長 望月 達史

地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表

(H23.1.25 第11回地域主権戦略会議後)



※ 地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進の各課題についても、地域主権戦略大綱に沿って取組を推進

第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務 (改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)

※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)

②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)

③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

第1次一括法の改正概要（義務付け・枠付けの見直し関係）

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 施設・公物設置管理の基準

＜現行＞

施設基準は
政省令で規定

＜見直し後＞

・施設等基準は条例で規定
・政省令は条例制定の基準へ

(1) 「従うべき基準」の例

福祉施設（児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護施設、障害者支援施設、認定こども園等）
○職員の資格及び数（例：保育士等の配置基準等）
○居室面積等（例：ほふく室3.3㎡以上等）
○サービスの適切な利用等に関する事項（例：虐待等の禁止、秘密保持等） ※附則第46条に検討規定

(2) 「標準」の例

①養護老人ホーム等：利用者数
②保育所：居室面積（ただし、省令基準に照らして大臣が指定する地域について政令で定める日までの間）

(3) 「参酌すべき基準」の例

①福祉施設：「標準」及び「従うべき基準」以外の基準（例：保育所の屋外遊戯場面積、特養の廊下幅及び食堂や機能訓練室の面積等）
②職業能力開発施設：施設外訓練等の実施の基準
③へき地手当：へき地手当の月額等
④公営住宅：整備基準、入居収入基準
⑤道路：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識及び警戒標識の寸法
⑥河川：準用河川における河川管理施設等の構造基準

※「検討規定」（附則第46条）

今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設の基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

(1) 認可の見直し

〔学校教育法関係〕
○市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ
〔漁港漁場整備法関係〕
○漁港区域の指定等の大臣認可 → 事後報告へ
〔港湾法関係〕
○港湾区域の設定の大臣認可 → 届出へ
(国際戦略港湾等は同意協議へ)

(2) 承認の見直し

〔海岸法関係〕
○海岸保全施設の工事に係る大臣承認 → 同意協議へ

(3) 同意協議等の見直し

〔森林病虫害等防除法関係〕
○高度公益機能森林等の区域指定等の大臣同意協議 → 一部を事後報告へ
○都道府県防除実施基準に係る大臣協議 → 事後報告へ
〔企業立地促進法関係〕
○基本計画に係る大臣同意協議 → 一部の同意協議廃止へ
〔港湾法関係〕
○特定埠頭の運営の事業認定の大臣同意協議 → 事後通知へ（国有財産である港湾施設等を含む場合を除く）
〔下水道法関係〕
○流域別下水道整備総合計画に係る大臣同意協議 → 協議へ
○公共下水道事業計画に係る大臣（知事）認可 → 協議又は届出へ
〔都市計画法関係〕
○都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議 → 廃止へ
○市の都市計画決定に係る知事同意協議 → 協議へ
〔国土利用計画法関係〕
○土地利用基本計画に係る大臣同意協議 → 協議へ
〔自動車NOx法関係〕
○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

〔大気汚染防止法関係〕

○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ

〔ダイオキシン類対策特別措置法関係〕

○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ

(4) 協議の見直し

〔災害対策基本法関係〕

○都道府県地域防災計画に係る大臣協議 → 事後報告へ

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律関係〕

○学校運営協議会設置に係る都道府県教委協議 → 廃止へ

〔文化財保護法関係〕

○国有地での発掘に係る関係各省庁協議 → 廃止へ

〔林業労働力の確保の促進に関する法律関係〕

○基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ

〔農業改良助長法関係〕

○都道府県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ

〔農業振興地域の整備に関する法律関係〕

○基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ

〔中小企業団体の組織に関する法律関係〕

○商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ

〔道路法関係〕

○都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ

〔自然環境保全法関係〕

○特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ

〔辺地法関係〕

○市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部廃止へ

(5) その他

〔地方公営企業法関係〕

○利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務の廃止等
○企業団の監査委員の定数に係る規定の廃止

3. 計画等の策定及びその手続

(1) 策定義務の規定そのものの廃止

○職階制に適合する給料表に関する計画 〔地方公務員法関係〕
○資金貸付事業計画 〔小規模企業者等設備導入資金助成法関係〕
○地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想 〔地域産業資源活用促進法関係〕

(2) 策定義務の「できる」規定化等

○農山漁村電気導入計画 〔農山漁村電気導入促進法関係〕

○中小企業支援事業の実施に関する計画 〔中小企業支援法関係〕
○消防広域化の推進計画（含：計画の内容を例示化） 〔消防組織法関係〕
○辺地総合整備計画（含：計画の内容の一部を例示化） 〔辺地法関係〕

(3) 内容の例示化

○基本計画の内容の一部を例示化 〔中心市街地の活性化に関する法律関係〕
○防災計画の内容の一部を例示化 〔石油コンビナート等災害防止法関係〕
○都道府県の医療計画の内容の一部を例示化 〔医療法関係〕

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない</p>	<p>○「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない</p>	<p>○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</p>
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備 考	<p>参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任（行為規範）</p> <p>⇒参酌する行為を行わなかった場合は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任</p> <p>⇒合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任</p> <p>⇒基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>

条例委任事項(地方分権改革推進計画・第1次一括法)と経過措置の有無

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
2	文科省	へき地教育振興法	5の2		5の2	1~3	○		参酌	へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準を条例委任	×
2	文科省	へき地教育振興法	5の3		5の3	1・2	○		参酌	へき地手当に準ずる手当に関する基準を条例委任	×
4	厚労省	児童福祉法	/	/	21の5の18	1	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定通所支援に従事する従業者に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項	○
4	厚労省	児童福祉法	/	/	21の5の18	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき・標準・参酌	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項	○
4	厚労省	児童福祉法	24の12	1	24の12	1	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○
4	厚労省	児童福祉法	24の12	2	24の12	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき・参酌	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
4	厚労省	児童福祉法	45	2	45	1	○	○ (指定都市、中核市(一部の基準のみ)、児童相談所設置市)	従うべき・標準・参酌	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準)。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定(標準))を条例委任	○

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
5	厚労省	老人福祉法	17	2	17	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
6	厚労省	職業能力開発促進法	15の6	1	15の6	1	○		参酌	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準を条例委任	○
6	厚労省	職業能力開発促進法	15の6	3	15の6	3	○	○	参酌	公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法				42	1	○	従うべき・標準・参酌	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、74条並びで改正するもの。	○
7	厚労省	介護保険法				54	1	○	従うべき・標準・参酌	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	74	1	74	1	○		従うべき	指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	78の4	1	78の4	1		○	従うべき	指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	115の4	1	115の4	1	○		従うべき	指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
7	厚労省	介護保険法	115の14	1	115の14	1		○	従うべき	指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	74	2	74	2	○		従うべき・標準・参酌	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	78の4	2	78の4	2		○	従うべき・標準・参酌	指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定(従うべき基準)・その他の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	115の4	2	115の4	2	○		従うべき・標準・参酌	指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	115の14	2	115の14	2		○	従うべき・標準・参酌	指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定(従うべき基準)・その他の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	88	1	88	1	○		従うべき	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	97	2	97	2	○		従うべき	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準(医師及び看護師を除く。)(介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
7	厚労省	介護保険法	88	2	88	2	○		従うべき・参酌	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	97	1	97	1	○		参酌	介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準(療養室、診療室及び機能訓練室を除く。)を条例委任	○
7	厚労省	介護保険法	97	3	97	3	○		従うべき・参酌	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
7	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	1	110	1	○		従うべき	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○
7	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	2	110	2	○		従うべき・参酌	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
8	厚労省	障害者自立支援法			30	1	○		従うべき・標準・参酌	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
8	厚労省	障害者自立支援法	43	1	43	1	○		従うべき	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○
8	厚労省	障害者自立支援法	43	2	43	2	○		従うべき・標準・参酌	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
8	厚労省	障害者自立支援法	44	1	44	1	○		従うべき	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	○

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
8	厚労省	障害者自立支援法	44	2	44	2	○		従うべき・参酌	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
8	厚労省	障害者自立支援法	80	2	80	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
8	厚労省	障害者自立支援法	84	2	84	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	3	1	○		従うべき	教育、保育等を総合的に提供する施設(幼稚園又は保育所等)の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任	×
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	2	3	3	○		従うべき	教育、保育等を総合的に提供する施設(幼保連携施設)の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任	×
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	6	2	3	1・3	○		参酌	認定こども園の表示に関する基準を条例委任	×
10	国交省	公営住宅法	5	1	5	1	○	○	参酌	公営住宅の整備基準を条例委任	○
10	国交省	公営住宅法			5	2	○	○	参酌	共同施設の整備基準を条例委任 ※計画にはないが、5条1項並びで改正するもの。	○
10	国交省	公営住宅法	23		23		○	○	参酌	公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準を条例委任	○

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
11	国交省	道路法	30	1	30	4	○	○	参酌	都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例委任	○
11	国交省	道路法	30	2			○	○			
11	国交省	道路法	45	2	45	3	○	○	参酌	都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識(これらに付随する補助標識を含む。)の寸法及び文字の大きさに係る基準を条例委任	○
12	国交省	河川法	100		100	1		○	参酌	準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を条例委任	○
* 2	総務省	地方公営企業法	32		32	2・3	○	○	—	条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。	×

第2次一括法案の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)

平成23年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*))を行う。

① 基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
(都道府県→指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
 - (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
 - (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止
- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*) ①・②の重複19法律

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日) 等

第2次一括法案の改正概要(基礎自治体への権限移譲関係)

平成23年4月
内閣府地域主権戦略室

移譲事務

内閣関係

- 災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知 <災害対策基本法>
- 家庭用品販売業者への立入検査等(※)
<家庭用品品質表示法>(都道府県→市)
- 特定非営利活動法人の設立認証等
<特定非営利活動促進法>(都道府県→指定都市)

総務省関係

- 町・字の区域の新設等の告示
<地方自治法>(都道府県→市町村)

厚生労働省関係

- 理容所の衛生措置基準の設定等
<理容師法>(都道府県→保健所設置市)
- 墓地・納骨堂・火葬場の経営許可等
<墓地、埋葬等に関する法律>(中核市まで→市まで)
- 興行場の衛生措置基準の設定等
<興行場法>(都道府県→保健所設置市)
- 旅館の衛生措置基準の設定等
<旅館業法>(都道府県→保健所設置市)
- 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等
<公衆浴場法>(都道府県→保健所設置市)
- 身体障害者相談員への委託による相談対応、援助
<身体障害者福祉法>(中核市まで→市町村まで)
- クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定
<クリーニング業法>(都道府県→保健所設置市)
- 毒物・劇物業務上取扱者への必要な措置の命令
<毒物及び劇物取締法>(都道府県→保健所設置市)
- 社会福祉法人の定款認可等
<社会福祉法>(中核市まで→市まで)
- 第二種社会福祉事業の経営者への立入検査等
(隣保事業) <社会福祉法>(中核市まで→市まで)
- 美容所の衛生措置基準の設定等
<美容師法>(都道府県→保健所設置市)
- 専用水道の給水停止命令等
<水道法>(保健所設置市まで→市まで)
- 知的障害者相談員への委託による相談対応、援助
<知的障害者福祉法>(中核市まで→市町村まで)
- 薬局の開設許可等
<薬事法>(都道府県→保健所設置市)

○未熟児の訪問指導等

<母子保健法>(保健所設置市まで→市町村まで)

○結核指定医療機関の指定等

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律>
(中核市まで→保健所設置市まで)

農林水産省関係

○農地等の権利移動の許可等

<農地法>(都道府県→市町村)

経済産業省関係

○ガス用品販売事業者への立入検査等(※)

<ガス事業法>(都道府県→市)

○緑地面積率等に係る地域準則の策定等

<工場立地法>(指定都市まで→市まで)

○電気用品販売事業者への立入検査等(※)

<電気用品安全法>(都道府県→市)

○液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査等(※)

<液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律>
(都道府県→市)

○特定製品販売事業者等への立入検査等(※)

<消費生活用製品安全法>(都道府県→市)

○商店街整備計画の認定等(※)

<中小小売商業振興法>(都道府県→市)

国土交通省関係

○町村による都道府県道の管理 <道路法>

○土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可等

<土地区画整理法>(特例市まで→市まで)

○路外駐車場への立入検査等

<駐車場法>(特例市まで→市まで)

○改良地区内の建築行為等の許可等

<住宅地区改良法>(特例市まで→市まで)

○流通業務地区内の施設建設等の許可等

<流通業務市街地の整備に関する法律>(中核市まで→市まで)

○都市計画関係 <都市計画法>

・都市計画施設区域内等の建築の許可等

(特例市まで→市まで)

・都市計画決定

緑地保全地域(2以上の市町村の区域にわたるものを除く)、市街地開発事業(一部を除く)に係るもの

(都道府県→市町村)

区域区分、都市再開発方針等に係るもの

(都道府県→指定都市)

○市街地再開発促進区域内の建築の許可等

<都市再開発法>(特例市まで→市まで)

○土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出

受理等 <公有地の拡大の推進に関する法律>

(中核市まで→市まで)

○緑地保全地域等における行為の規制等

<都市緑地法>(中核市まで→市まで)

○住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可等

<大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法>(特例市まで→市まで)

○拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可等

<地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律>(特例市まで→市まで)

○特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等

<特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律>

(中核市まで→市まで)

○被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可等

<被災市街地復興特別措置法>(特例市まで→市まで)

○防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可等

<密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律>

(特例市まで→市まで)

○マンション建替組合設立の認可等

<マンションの建替の円滑化等に関する法律>

(特例市まで→市まで)

○市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の同意の廃止 <景観法>

○特定路外駐車場への立入検査等

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>

(特例市まで→市まで)

環境省関係

○騒音に係る規制地域の指定等

<騒音規制法>(特例市まで→市まで)

○悪臭に係る規制地域の指定等

<悪臭防止法>(特例市まで→市まで)

○振動に係る規制地域の指定等

<振動規制法>(特例市まで→市まで)

○騒音に係る環境基準の地域類型の指定

<環境基本法>(都道府県→市)

(※)政令で具体的移譲事務を定めるもの

第2次一括法案の改正概要(義務付け・枠付けの見直し関係)

平成23年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 施設・公物設置管理の基準

< 現行 >

施設等基準は
政省令で規定

< 見直し後 >

・施設等基準は条例で規定
・政省令は条例制定の基準へ

(1) 「従うべき基準」の例

① 軽費老人ホーム・保護施設

- ・職員の資格及び数(例: 栄養士等の配置基準等)
- ・居室面積等(例: 都市型軽費老人ホームの居室面積 7.43㎡/人以上等) ※附則に検討規定

(2) 「標準」の例

- ① 軽費老人ホーム・保護施設: 利用者数
- ② 公共職業能力開発施設: 職業訓練の訓練生の数

(3) 「参酌すべき基準」、条例制定基準を設けない例

- ① 軽費老人ホーム・保護施設: 上記以外の基準
- ② 図書館協議会・博物館協議会: 委員の任命等の基準
- ③ 水道: 技術管理者の資格基準
- ④ 下水道: 公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場・都市下水路の維持管理に関する基準
- ⑤ 自動車専用道路: 連結できる施設の基準
- ⑥ 都市公園: 配置・規模等の基準、建築物の建築面積割合の基準
- ⑦ 公園等のバリアフリー化: 構造基準
- ⑧ 一般廃棄物処理施設: 技術管理者の資格基準
- ⑨ 指定猟法禁止区域・休猟区の標識: 寸法に係る基準

(4) 基準に係る規定を廃止する例

- ① 公立高等学校: 収容定員の下限の基準
- ② 公営住宅: 計画的な整備に関する基準

※「検討規定」(附則)

今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設等の基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

(1) 許可の見直し

〔道路整備特別措置法関係〕

- 有料道路の料金変更等に係る大臣許可 → 事後届出へ

(2) 認可の見直し

〔水害予防組合法関係〕

- 水害予防組合の会計事務を掌る者を定める場合の知事認可 → 事後届出へ

〔空港法関係〕

- 空港供用規程の大臣認可 → 事後届出へ

(3) 承認の見直し

〔都市再開発法関係〕

- 特定建築者の公募決定に係る大臣(知事)承認 → 廃止へ

(4) 同意協議の見直し

〔社会福祉法関係〕

- 福祉事務所設置の知事同意協議 → 協議へ

〔職業能力開発促進法関係〕

- 公共職業能力開発施設設置の大臣同意協議 → 廃止へ

〔沿道法関係〕

- 沿道整備権利移転等促進計画の知事同意協議 → 指定都市・中核市・特例市については廃止へ

〔密集市街地防災街区法関係〕

- 防災街区整備事業による施設建築物等の管理規約に係る大臣(知事)同意協議 → 廃止へ

- 避難経路協定の知事同意協議 → 廃止へ

〔景観法関係〕

- 景観協定の認可に係る知事同意協議 → 協議へ

〔自然環境保全法関係〕

- 原生自然保全地域等における保全事業の大臣同意協議 → 協議へ

〔湖沼水質保全特別措置法関係〕

- 湖沼水質保全計画の大臣同意協議 → 協議へ

〔環境基本法関係〕

- 公害防止計画の大臣同意協議 → 一部を廃止へ

〔鳥獣保護法関係〕

- 鳥獣保護区における事業に係る大臣同意協議 → 一部を協議へ

(5) 協議の見直し

〔地方財政法関係〕

- 地方債の発行に係る大臣(知事)協議 → 一部を事前届出へ

〔酪農肉用牛生産振興法関係〕

- 酪農・肉用牛生産近代化計画の大臣協議 → 一部を廃止へ

〔獣医療法関係〕

- 獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の大臣協議 → 事後報告へ

〔計量法関係〕

- 立入検査に係る都道府県・市町村の協議 → 廃止へ

〔水防法関係〕

- 水防計画の知事協議 → 事後届出へ

〔地方住宅供給公社法関係〕

- 地方住宅供給公社への出資等に関する大臣協議 → 廃止へ

〔地方道路公社法関係〕

- 地方道路公社への出資に関する大臣協議 → 廃止へ

〔マンション建替え円滑化法関係〕

- 危険有害マンション建替え勧告に係る知事協議 → 廃止へ

〔温泉法関係〕

- 温泉の工業利用を目的とする土地の掘削の許可に係る経済産業局長協議 → 廃止へ

(6) その他

〔地方財政健全化法関係〕

- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

3. 計画等の策定及びその手続

(1) 策定義務の「できる」規定化等

- 山村振興計画 [山村振興法関係]
- グリーンツーリズム基本方針 [農山漁村余暇法関係]

(2) 内容の義務付けの廃止・例示化

- 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃止・例示化 [構造改革特別区域法関係]

- 地域再生計画の内容の義務付けの一部を廃止・例示化 [地域再生法関係]

- 競馬活性化計画の内容の義務付けの一部を例示化 [競馬法関係]

(3) 公表義務の努力義務化

- 外客来訪促進計画の公表義務の努力義務化 [外客誘致法関係]
- エコツーリズム推進全体構想の公表義務の努力義務化 [エコツーリズム推進法関係]

(4) 計画策定手続の見直し

- 基本計画の大臣協議における図書の添付義務 [大都市宅地・鉄道一体化法関係]

内閣府作成

基礎自治体への権限移譲一覧

内閣府作成	項目名	関係法律	移譲先 (注)	【参考】 現在 (注)
内閣府				
1	特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等	特定非営利活動促進法	指定都市	都道府県
2	災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知	災害対策基本法	-	-
消費者庁				
3	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等	家庭用品品質表示法	市	都道府県
総務省				
4	町及びひのの区域の新設等の届出、告示	地方自治法	市町村	都道府県
厚生労働省				
5	身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	市町村	中核市
6	未熟児の訪問指導等	母子保健法	市町村	保健所市
7	育成医療の支給認定等	障害者自立支援法	市町村	中核市
8	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	墓地、埋葬等に関する法律	市	中核市ほか
9	第二種社会福祉事業の届出受理等(障保事業)	社会福祉法	市	中核市
10	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等	社会福祉法	市	中核市
11	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査並びに専用水道の給水開始の届出受理等	水道法	市	保健所市
12	有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令	老人福祉法	中核市	都道府県
13	指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等	介護保険法	中核市	都道府県
14	指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等	障害者自立支援法	中核市	都道府県
15	理容所の衛生措置基準の設定等	理容師法	保健所市	都道府県
16	興行場の衛生措置基準の設定等	興行場法	保健所市	都道府県
17	旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等	旅館業法	保健所市	都道府県ほか
18	公衆浴場の衛生等措置基準の設定等	公衆浴場法	保健所市	都道府県
19	クリーニング業者が請うべき措置の基準設定	クリーニング業法	保健所市	都道府県
20	毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等	毒物及び劇物取締法	保健所市	都道府県
21	美容所の衛生措置基準の設定等	美容師法	保健所市	都道府県
22	薬局の開設の許可、製造販売業者等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等	薬事法	保健所市	都道府県
23	結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	保健所市	中核市
農林水産省				
24	農地等の権利移動の許可	農地法	市町村	都道府県
経済産業省				
25	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	ガス事業法	市	都道府県
26	電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	電気用品安全法	市	都道府県
27	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	市	都道府県
28	特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令	消費生活用製品安全法	市	都道府県
29	緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理、変更命令等	工場立地法	市	指定都市
30	商店街整備計画、店舗集約化計画、共同店舗等整備計画等の認定等	中小小売商業振興法	市	都道府県

項目名	関係法律	移譲先 (注)	【参考】 現在 (注)
国土交通省			
31 都市計画の決定(地域地区:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
32 都市計画の決定(都市施設:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
33 都市計画の決定(市街地開発事業:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
34 都市計画の決定(市街地開発事業等予定区域:一般市町村)	都市計画法	市町村	都道府県
35 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	土地区画整理法	市	特例市
36 路外駐車場設置等の届出受理、立入検査、是正命令等	駐車場法	市	特例市
37 改良地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	住宅地区改良法	市	特例市
38 流通業務地区内の施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令	流通業務市街地の整備に関する法律	市	中核市
39 都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等	都市計画法	市	特例市
40 市街地再開発促進区域内の建築の許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等	都市再開発法	市	特例市
41 緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等	都市緑地法	市	中核市
42 住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可、原状回復命令等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	市	特例市
43 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可、原状回復命令等	地方拠点都市地域の整備及び産業界務施設の再配置の促進に関する法律	市	特例市
44 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	市	中核市
45 被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令等	被災市街地復興特別措置法	市	特例市
46 防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築の許可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	市	特例市
47 マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	市	特例市
48 特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市	特例市
49 土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの届出受理、協議を行う団体の決定等	公有地の拡大の推進に関する法律	市	中核市
50 都市計画の決定(区域区分:指定都市)	都市計画法	指定都市	都道府県
51 都市計画の決定(都市再開発方針等:指定都市)	都市計画法	指定都市	都道府県
52 都市計画の決定(都市施設:指定都市)	都市計画法	指定都市	都道府県
53 都道府県道の管理	道路法	-	-
54 市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意	景観法	-	-
環境省			
55 騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	騒音規制法	市	特例市ほか
56 悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	悪臭防止法	市	特例市
57 振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	振動規制法	市	特例市
58 騒音に係る環境基準の地域類型の指定	環境基本法	市	都道府県
59 一般粉じん発生施設設置の届出受理、基準適合命令等、報告徴収、立入検査	大気汚染防止法	特例市	中核市ほか
60 一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出受理、解任命令、報告徴収、立入検査	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特例市	中核市

(注):指定都市:指定都市 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 保健所市:保健所を設置している市 市:すべての市 市町村:すべての市町村

条例委任事項(地域主権戦略大綱・第2次一括法案)と経過措置の有無

大綱番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過措置
					都道府県	市町村			
2	警察庁	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36	2	○		参酌	交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を条例委任	○
4	文科省	社会教育法	30	1		○	参酌	公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準を条例委任	×
5	文科省	図書館法	15		○	○	参酌	図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任	×
6	文科省	博物館法	21		○	○	参酌	博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任	×
8	厚労省	児童福祉法	21の5の15	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項	○
8	厚労省	児童福祉法	24の9	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により準用規定となった。	○
9	厚労省	食品衛生法	29	1・3	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	食品衛生検査施設の設備(従うべき基準)及び職員配置(参酌基準)に関する基準を条例委任	政令制定時に検討
9	厚労省	食品衛生法	29	2・3		○ (保健所設置市、特別区)	従うべき・参酌	食品衛生検査施設の設備(従うべき基準)及び職員配置(参酌基準)に関する基準を条例委任	政令制定時に検討
10	厚労省	医療法	7の2	4	○		従うべき	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準を条例委任	○
10	厚労省	医療法	7の2	5	○		従うべき	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準を条例委任	○
10	厚労省	医療法	18		○	○ (保健所設置市、特別区)	従うべき	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準を条例委任	○
10	厚労省	医療法	21	1	○		従うべき・参酌	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準(薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準)・診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定(参酌基準)並びに病院の施設の一部に関する基準(参酌基準)を条例委任	○
10	厚労省	医療法	21	2	○		従うべき・参酌	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準(看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準)・事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定(参酌基準)並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準(参酌基準)を条例委任	○

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
					都道府県	市町村			
11	厚労省	生活保護法	39		○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	保護施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
12	厚労省	社会福祉法	65	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	○
13	厚労省	水道法	12	1	○	○	—	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準を条例委任	○
13	厚労省	水道法	12	2	○	○	参酌	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準を条例委任	○
13	厚労省	水道法	19	3	○	○	参酌	水道技術管理者の資格に関する基準を条例委任	○
14	厚労省	職業能力開発促進法	19	1	○	○	標準・参酌	公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準(訓練生の数に関する規定(標準)・教科、訓練時間、設備その他の事項に関する規定(参酌基準))を条例委任	○
14	厚労省	職業能力開発促進法	21	1				公共職業能力開発施設の長が行う技能照査の対象者に関する基準を条例委任 ※19条1項の条例委任により実現	
14	厚労省	職業能力開発促進法	23	1	○	○	参酌	無料の公共職業訓練の対象者に関する基準を条例委任	○
14	厚労省	職業能力開発促進法	28	1	○	○	従うべき	公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準を条例委任	○
14	厚労省	職業能力開発促進法	30の2	1	○	○	参酌	公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準を条例委任	○
15	厚労省	介護保険法	70	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任	○
15	厚労省	介護保険法	78の2	1		○	従うべき	指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項	○
15	厚労省	介護保険法	78の2	4		○	従うべき	指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項	○
15	厚労省	介護保険法	115の2	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項	○
15	厚労省	介護保険法	115の12	2		○	従うべき	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項	○

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
					都道府県	市町村			
15	厚労省	介護保険法	86	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を条例委任	○
15	厚労省	介護保険法	74	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	介護保険法	74	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	介護保険法	88	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	介護保険法	88	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	介護保険法	97	1		○ (指定都市、中核市)	参酌	介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準(療養室、診療室及び機能訓練室を除く。)を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	介護保険法	97	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
					都道府県	市町村			
15	厚労省	介護保険法	97	3		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	介護保険法	115の4	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
15	厚労省	介護保険法	115の4	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
16	厚労省	障害者自立支援法	36	3	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任	○
16	厚労省	障害者自立支援法	43	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
					都道府県	市町村			
16	厚労省	障害者自立支援法	43	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
16	厚労省	障害者自立支援法	44	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
16	厚労省	障害者自立支援法	44	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	○
18	国交省	道路法	24の3		○	○	—	自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準を条例委任	○
18	国交省	道路法	48の3		○	○	—	自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくてもよい場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合以外の基準を条例委任	○
18	国交省	道路法	48の4		○	○	—	自動車専用道路と連結することができる施設について、道路等、便利施設等及び連結通路等以外の基準を条例委任	×
19	国交省	都市公園法	3	1	○	○	参酌	都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例委任	○
19	国交省	都市公園法	3	2				都市公園の設置基準(都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画に即して行うものとする)を努力義務化	
19	国交省	都市公園法	4	1	○	○	参酌	都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を条例委任	○
20	国交省	駐車場法	8	2	○	○	—	路上駐車場管理者が設置する路上駐車場の駐車料金等に係る標識の表示に関する基準を条例委任	○
21	国交省	下水道法	7		○	○	参酌	公共下水道の構造の技術上の基準(雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除く。)を条例委任	○
21	国交省	下水道法	21	2	○	○	参酌	終末処理場の維持管理に関する基準を条例委任	○
21	国交省	下水道法	28	2	○	○	参酌	都市下水路の維持管理に関する基準を条例委任	○
22	国交省	密集市街地における防災街区の整備に関する法律	20	1	○	○	—	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任	×
22	国交省	密集市街地における防災街区の整備に関する法律	21	1	○	○	—	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任	×

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	経過 措置
					都道府県	市町村			
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	118	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任	×
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	119	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任	×
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	120	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である高齢者向け公共賃貸住宅の入居基準を条例委任	×
24	国交省	特定都市河川浸水被害対策法	17	3	○	○ (指定都市、中核市、特例市)	参酌	技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を条例委任	○
24	国交省	特定都市河川浸水被害対策法	24	1	○	○ (指定都市、中核市、特例市)	参酌	保全調整池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を条例委任	○
25	国交省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10	1・2	○	○	参酌	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例委任	○
25	国交省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13	1～3	○	○	参酌	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例委任	○
26	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	21	3		○	参酌	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例委任	○
27	環境省	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	○		参酌	指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の表示に関する基準のうち、寸法に係る基準を条例委任	○
			34	5	○		参酌		○
b 24	国交省	道路整備特別措置法	18	1	○	○	—	条例で定めるところにより、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。	○
b 24	国交省	道路整備特別措置法	19	1	○	○	—	条例で定めるところにより、料金を徴収している二以上の道路を一の道路として料金を徴収することができる。	○

義務付け・枠付け見直しの条項数について

10,057条項 [義務付け・枠付けの範囲設定 (H19.12.19付各府省調査)]

○地方分権改革推進委員会第2次勧告

義務付け・枠付けの存置を認める条項等

義務付け・枠付けの見直しを行うべきもの
4,076条項

○地方分権改革推進委員会第3次勧告

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマールを設定した上で、見直しを行うべき条項を選定し勧告

1,216条項

3つの重点事項以外
の見直し対象条項

存置を
許容

3つの重点事項
889条項

○地方分権改革推進計画第1次一括法等

特に問題のある(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続、を重点事項とし、その具体的な見直し内容を勧告

地方要望
分等
106条項
(124条項)

○地域主権戦略大綱第2次一括法案等

その他の
事項
530条項
(542条項)

○第3次見直し

新たな重点事項として①地方からの提言等に係る事項、②通知・届出・報告、公示・公告等、③職員等の資格・定数等、の3つを設定し、見直しの検討に取り組んでいるところ。

新たな重点事項
1,238条項
(※精査中)

義務付け・枠付けの見直し・基礎自治体への権限移譲について

平成23年3月

〔1. 義務付け・枠付けの見直し〕

地方分権改革推進計画、地域主権戦略大綱策定後、法案化に向けて、更なる調整を行った結果、3次勧告に対し、85%の実施率を達成(項目ベース)

	第3次勧告対象						第2次勧告対象		合計	
	項目ベース			条項ベース			見直し実施		見直し実施	
	見直し対象	見直し実施	未実施	見直し対象	見直し実施	未実施	項目ベース	条項ベース	項目ベース	条項ベース
第1次一括法案等 (地方分権改革推進計画)	66	61(うち一部実施16)	5	141	106(うち一部実施39)	35	4	18	65	124
第2次一括法案等 (地域主権戦略大綱)	370	310(うち一部実施94) (84%)	60	748	530(うち一部実施86) (71%)	218	0	10	310	540
合計	436	371(うち一部実施110) (85%)	65	889	636(うち一部実施125) (72%)	253	4	28	375	664

今後の課題

- ◇ 第3次勧告の実現に向けて引き続き検討
- ◇ 第2次勧告の義務付け・枠付け(第3次勧告対象を除く)の見直しを進める。
これらの見直しを進めるに当たり地方公共団体の意見も聞き、計画的に取り組む

〔2. 基礎自治体への権限移譲〕

地域主権戦略大綱策定後、法案化に向けて、更なる調整を行った結果、1次勧告に対し、73%の実施率を達成(項目ベース)

	項目ベース			条項ベース		
	検討対象	権限移譲等を行うもの	未実施	検討対象	権限移譲等を行うもの	未実施
第1次勧告事項分	82	60(うち一部実施12) (73%)	22	384	214(うち一部実施35) (56%)	170
追加分	-	3	-	-	10	-
合計	-	63	-	-	224	-

今後の課題

- ◇ 円滑な権限移譲を実現するため、国、都道府県は、確実な財源措置や円滑な引継、研修等により、適切にサポート
- ◇ 第1次勧告の事務のうち、残されたものの移譲の実現に向け、引き続き検討

現状では、勧告どおりの措置が講ぜられていないものの例

〔1. 義務付け・枠付けの見直し〕

●勧告未実施

項 目	第3次勧告 【 具体的に講ずべき見直し措置 】
○道路使用許可の基準	都道府県の条例に委任すべき
○博物館登録の要件	都道府県の条例に委任すべき
○建築主事設置に係る知事同意協議	同意を要する協議を同意を要しない協議とすべき
○都道府県交通安全計画の策定義務	策定義務を廃止すべき

(参考)勧告一部実施

項 目	第3次勧告 【 具体的に講ずべき見直し措置 】 (一括法案での実施内容)
・保育所等の福祉施設の基準	条例に委任し、保育室等の面積については「参酌すべき基準」とすべき (第1次一括法案では、保育室等の面積を「従うべき基準」として条例委任)
・グリーン・ツーリズム基本方針策定に係る大臣協議	協議を廃止すべき (第2次一括法案では、協議を事後報告へ)

〔2. 基礎自治体への権限移譲〕

●勧告未実施

項 目	第1次勧告 【 現行 → 移譲後 】
○県費負担教職員の任命権	指定市まで → 中核市まで
○身体障害者手帳の交付	中核市まで → 市まで
○開発行為の許可	特例市まで → 市まで

(参考)勧告一部実施

項 目	第1次勧告 【 現行 → 移譲後 】 (一括法案での実施内容)
・有料老人ホーム設置の届出受理等	都道府県 → 市 (第2次一括法案では、中核市まで移譲)
・農地転用の許可等	都道府県 → 市 (第2次一括法案では、「農地等の権利移動の許可」を市町村まで移譲)

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成 23 年 5 月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営

- ・議員
 - 国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
 - 地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》
- ・臨時の議員
議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

- 次に掲げる事項のうち重要なもの
- ・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
 - ・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
 - ・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

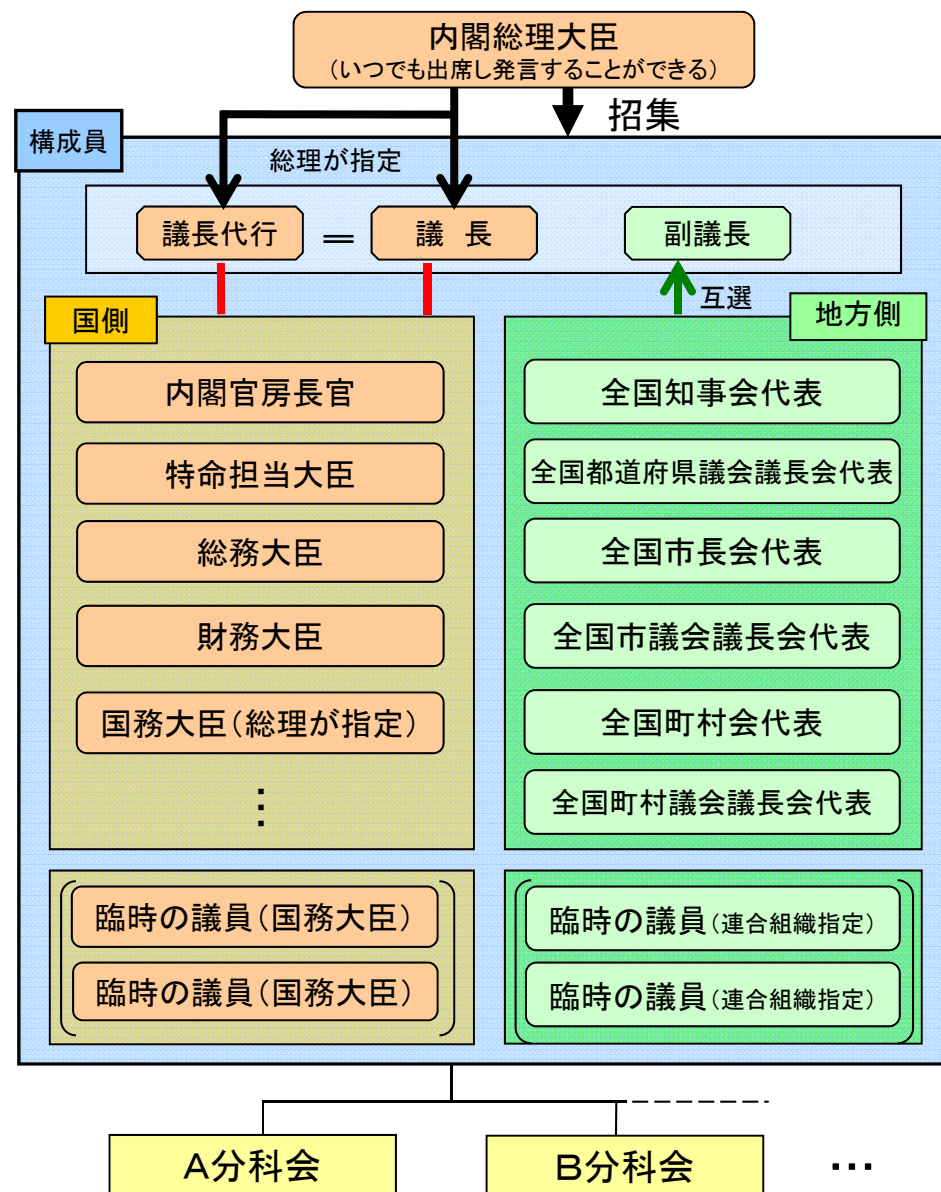
⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

⑦ 施行期日

公布の日（平成23年5月2日）

イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める

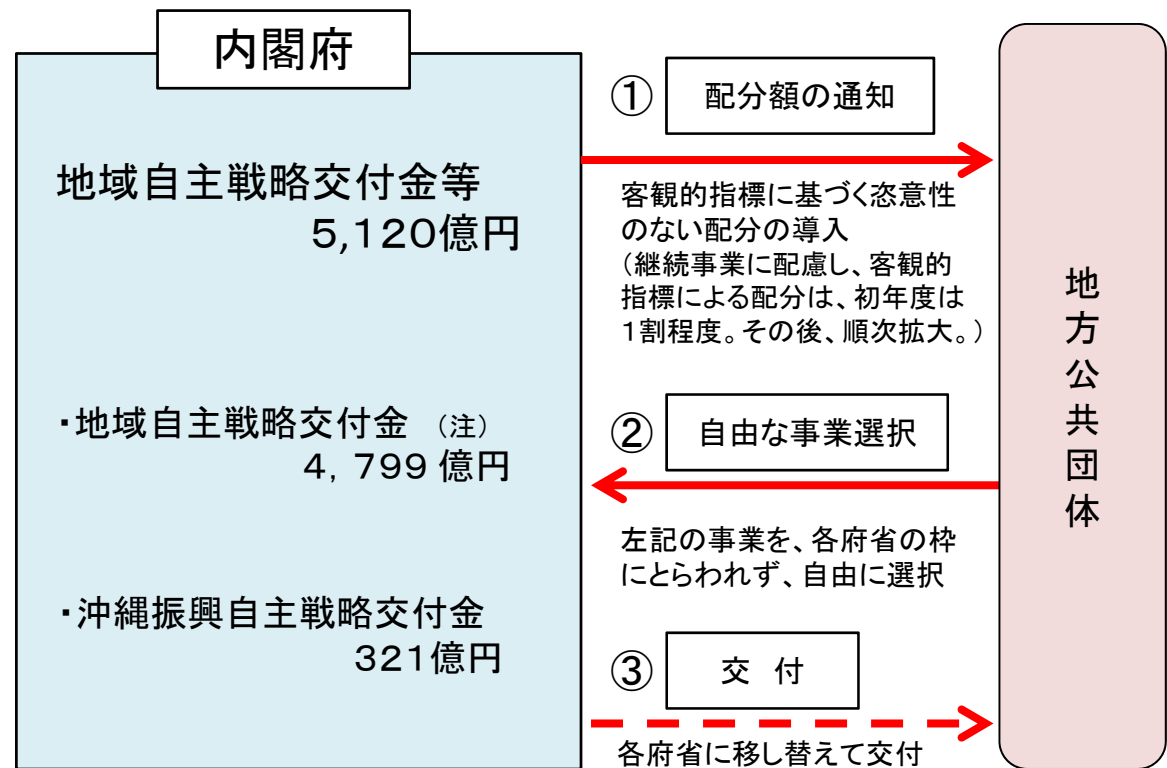
地域自主戦略交付金

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

<対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部
(国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
(農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部
(警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部
(文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部(環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金(環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金(総務省)

<スキーム>



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。
なお、金額は配分予定額の一部。用途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。

客観的指標による配分

算出額 440億円程度（ただし、執行留保を踏まえ、以下の基準による算出額の2分の1の額**220億円**を第2次交付限度額として通知）

- 各都道府県の客観的指標による算出額(1割相当分)は、下表に掲げる各々の金額を、各々の客観的指標により按分して算出した額を合算した額となる。
 - 項目ごとの配分額は、都道府県を縛るものではなく、都道府県は配分合計の範囲で内訳にとらわれず事業を選択できる。
- (億円)**

社会資本整備 342						農山漁村整備 82			その他 15																									
A	道路延長(注1)	187	港湾水際線延長	9	河川要改修延長(注2)	37	土砂災害危険箇所数	25	流域下水道未整備等管渠延長 (1/2ずつ)	27	都市計画区域面積	6	公営住宅管理戸数	11	B	耕地面積	26	林野面積	8	漁港海岸線延長	2	E	未耐震水道管路延長	9.2	地方道道路延長 ・自動車保有台数 ・人口集中地区人口(1/3ずつ)	3.7	工業用水道事業計画給水能力	1.3	都道府県立高等学校専門学科数	1.0	長距離自然歩道延長・利用者数(1/2ずつ)	0.1	人口	0.1
D		財政力に応じた配分(注3)		50																														

(注1) 土地価格の差を反映する補正を適用
 (注2) 河川要改修延長の数値の差を緩やかにする補正を適用
 (注3) 財政力に応じた配分は、各都道府県の財政力指数を用いて、右記の数値により按分
 (注4) 表中の金額は、地域自主戦略交付金への拠出額、過去の事業種類ごとの実績額等を用いて算出。当該額は、平成24年度以降、都道府県の事業選択の結果等を踏まえて変わりうるもの

財政力指数0.46未満	財政力指数に応じて1~2(指数最小県が2)
財政力指数0.46以上	0.5

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

〔平成22年12月28日
閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備
(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保
(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを
地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築